

東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱

1 事業の趣旨

山形空港路線の利用促進を図るため、山形～東京（羽田）便（以下「東京便」という）、山形～名古屋（小牧）便（以下「名古屋便」という）又は山形～札幌（新千歳）便（以下「札幌便」という）の利用者に対し、予算の範囲内で助成を行う。

2 助成区分、助成対象及び助成金額

助成区分は、次の各号のとおりとし、第1号から第3号までに規定する助成対象者に対しては片道2,000円を助成し、第4号に規定する助成対象者に対しては東根市山形空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が別に定める額を助成する。

（1）グループ助成

東根市に住所を有する者で、かつ、東京便、名古屋便又は札幌便の同一便に5名以上（搭乗日時時点で3歳以上の者。ただし、3歳未満の者の座席を確保し航空運賃を支払った場合は、3歳以上として取り扱う。以下同じ。）で搭乗した者に対し、助成する。

（2）企業研修旅行等助成

山形空港サポーターズクラブに企業会員として登録されている事業所（所在地が東根市内にあるものに限る）又はその各部署が主催する研修旅行等（親睦旅行等を含む）において、東京便、名古屋便又は札幌便の同一便に5名以上で搭乗した当該事業所の従業員等に対し、助成する。

（3）修学旅行助成

東根市内の小学校又は中学校（学校教育法に基づくもの）の修学旅行において、東京便、名古屋便又は札幌便を利用した児童又は生徒に対し、助成する。

（4）期間限定助成

前各号に掲げる助成のほか、協議会が特に期間を定めて特段の助成が必要であると認める場合、協議会が別に定める者に対し、助成する。

3 助成対象外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、助成の対象としない。

- （1）国及び地方公共団体の職員並びに公立学校の教職員が公務により航空機を利用するもの。
- （2）助成区分を重複して申請するもの
- （3）その他、協議会が不相当と認めるもの

4 助成対象期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

5 交付申請及び請求

（1）申請及び請求方法

助成を受けようとする者は、東根市山形空港グループ利用等助成金交付申請書（兼）請求書（様式第1号、第2号又は第3号）に、関係書類を添付して、協議会に提出するものとする。なお、グループ助成については利用者の代表者、企業研修旅行等助成については事業所又は各部署の代表者、修学旅行助成については学校長が申請及び請求を行うものとする。

（2）申請及び請求期限

助成対象となる航空機への搭乗日の翌々月の末日（ただし、3月に搭乗した場合は4月27日）

6 交付決定及び助成金の交付

協議会は、前項による申請があったときは、これを審査し、助成金の交付を決定したときは、交付

決定通知書の交付を省略し、請求に基づき助成金を支払うものとする。

7 助成金の返還

協議会は、偽りその他不正行為により助成金の交付を受けたと認めたときは、助成金の返還を命ずることができる。

8 その他

ア この要綱による助成を受ける前において、航空運賃のうち利用者が負担する額が第2項に規定する助成金額未満である場合、同項の規定にかかわらず、助成金額は当該負担額から千円未満を切り捨てた額とする。

イ 第2項第1号又は第2号に規定する5名以上の助成対象者（往路及び復路の両方で東京便、名古屋便又は札幌便を利用した者に限る）のうち、往路又は復路のいずれかにおいて、他の助成対象者と同一便に搭乗できなかった者については、その者が他の助成対象者と同じ旅行企画に参加したと協議会が認める場合に限り、他の助成対象者とあわせて5人以上で搭乗したものとみなし、助成対象とすることができる。

ウ 第4項及び第5項の規定は、第2項第4号の助成区分については適用しない。

エ 予算の都合上、予定の実施規模を超過する見込みとなった場合は、実施期間を短縮、助成金額を減額することがある。

オ この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月23日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行後、改正前の東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づく申請があった場合は、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行後、改正前の東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づく申請があった場合は、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年3月26日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行後、改正前の東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づく申請があった場合は、なお従前の例による。

東根市山形空港利用促進協議会
会長 土田正剛 殿

【グループ等の代表者】

住所
氏名 印
電話番号

東根市山形空港グループ利用等助成金交付申請書（兼）請求書

東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請及び請求します。

記

1 利用年月日及び航空便

ア 東京便 往路（行き）：平成 年 月 日 復路（帰り）：平成 年 月 日
イ 名古屋便 往路（行き）：平成 年 月 日 復路（帰り）：平成 年 月 日
ウ 札幌便 往路（行き）：平成 年 月 日 復路（帰り）：平成 年 月 日

※ ア・イ・ウのうち該当する方に○を付け、日付を記入してください。

2 助成対象者 _____人（別紙対象者名簿のとおり）

3 申請及び請求額 _____円

【内訳】

2,000円×片道 _____回＝ _____円（搭乗日3歳以上）

※ 例えば、5人が往復利用の場合は、片道10回となります。

※ 搭乗日時点で3歳未満であっても、座席を確保し料金を支払った場合は3歳以上として取り扱います。

4 助成金振込先

金融機関名		支店名	
口座種類	普通・当座 (○をつけること)	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			

5 添付書類

(1) 助成対象者名簿（裏面）

(2) 助成対象者全員分の搭乗券又は搭乗案内

※ 団体利用で搭乗券に氏名等が明示されていないときは、航空会社による団体搭乗証明書についても添付すること。

(3) 助成対象者全員分の住所がわかるもの（運転免許証、健康保険証等の写し）。

※ 次に掲げる場合に該当するときは、添付を省略することができる。

① 東根市山形空港利用促進協議会事務局である東根市総務部総合政策課の職員が住民記録を調査確認することに助成対象者が同意した場合。この場合、住民記録確認同意書（裏面）の住所確認同意欄に押印すること。

② 市関係団体による航空機の利用の場合。この場合、助成対象者名簿に、市関係課の所属長から、記載事項に間違いのない旨及び氏名の記入と押印を受けること。

助成対象者名簿（兼）住民記録確認同意書（グループ等助成用）

※ 運転免許証や健康保険証等の写しを添付する場合 または 市関係団体が市関係課の所属長から住所の証明を受ける場合は、「住所確認同意欄」への押印は不要です。

1 同意事項

私（助成対象者名簿の住所確認同意欄に押印した者）は、私と私の同一世帯の助成対象者の住民記録を、東根市山形空港利用促進協議会事務局である東根市総務部総合政策課の職員が調査確認することに同意いたします。

2 助成対象者名簿

No.	氏名	年齢	住所	助成対象者と同一世帯の者 (○を付ける)	住所確認同意欄
1		歳	東根市		印
2		歳	東根市		印
3		歳	東根市		印
4		歳	東根市		印
5		歳	東根市		印
6		歳	東根市		印
7		歳	東根市		印
8		歳	東根市		印
9		歳	東根市		印
10		歳	東根市		印
11		歳	東根市		印
12		歳	東根市		印
13		歳	東根市		印
14		歳	東根市		印
15		歳	東根市		印

※ 「年齢」には搭乗日時点での年齢を記入すること（往復の場合は日付が早い方の搭乗日）

※ 「住所確認同意欄」には、**本人又は同一世帯の助成対象者**が押印すること。

※ この様式による記載事項と同じ内容が含まれていれば、任意様式でも可。

東根市山形空港利用促進協議会
会長 土田正剛 殿

住 所
事業所名
主催者（代表者）の職・氏名

印

電話番号

東根市山形空港グループ利用等助成金交付申請書（兼）請求書

東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請及び請求します。

記

1 利用年月日及び航空便

ア 東京便 往路(行き):平成 年 月 日 復路(帰り):平成 年 月 日
イ 名古屋便 往路(行き):平成 年 月 日 復路(帰り):平成 年 月 日
ウ 札幌便 往路(行き):平成 年 月 日 復路(帰り):平成 年 月 日

※ ア・イ・ウのうち該当する方に○を付け、日付を記入してください。

2 助成対象者 _____人（別紙対象者名簿のとおり）

3 申請及び請求額 _____円

【内訳】 2,000円×片道 回＝ _____円

※ 例えば、5人が往復利用の場合は、片道10回となります。

4 助成金振込先

金融機関名		支店名	
口座種類	普通・当座 (○をつけること)	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

5 添付書類

- (1) 助成対象者名簿
- (2) 助成対象者全員分の搭乗券又はご搭乗案内
※ 団体利用で搭乗券に氏名等が明示されていないときは、航空会社による団体搭乗証明書についても添付すること。
- (3) 山形空港サポーターズクラブ会員証の写し

助成対象者名簿（企業研修旅行等助成用）

(/)

No.	氏名	年齢	住所	備考
1		歳		
2		歳		
3		歳		
4		歳		
5		歳		
6		歳		
7		歳		
8		歳		
9		歳		
10		歳		
11		歳		
12		歳		
13		歳		
14		歳		
15		歳		

※ 「年齢」には搭乗日時点での年齢を記入すること（往復の場合は日付が早い方の搭乗日）。

※ この様式による記載事項と同じ内容が含まれていれば、任意様式でも可。

東根市山形空港利用促進協議会
会長 土田正剛 殿

学 校 名
学校長氏名
電 話 番 号
印

東根市山形空港グループ利用等助成金交付申請書（兼）請求書

東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請及び請求します。

記

1 利用年月日及び航空便

ア 東京便 往路(行き):平成 年 月 日 復路(帰り):平成 年 月 日
イ 名古屋便 往路(行き):平成 年 月 日 復路(帰り):平成 年 月 日
ウ 札幌便 往路(行き):平成 年 月 日 復路(帰り):平成 年 月 日

※ ア・イ・ウのうち該当する方に○を付け、日付を記入してください。

2 助成対象者 _____人（別紙対象者名簿のとおり）

3 申請及び請求額 _____円

【内訳】 2,000円×片道 回＝ _____円

※ 例えば、5人が往復利用の場合は、片道10回となります。

※ 教職員は対象になりません。

4 助成金振込先

金融機関名		支店名	
口座種類	普通・当座 (○をつけること)	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

5 添付書類

- (1) 助成対象者名簿
- (2) 助成対象者全員分の搭乗券又はご搭乗案内
※ 団体利用で搭乗券に氏名等が明示されていないときは、航空会社による団体搭乗証明書についても添付すること。
- (3) 修学旅行の行程表

助成対象者名簿（修学旅行助成用）

（ / ）

No.	年 組		年 組		年 組		年 組	
	氏名	備考	氏名	備考	氏名	備考	氏名	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								

※ この様式による記載事項と同じ内容が含まれていれば、任意様式でも可。